

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多古町長 平山 富子

市町村名 (市町村コード)	多古町 ( 12347 )
地域名 (地域内農業集落名)	出沼・檜木地区 ( 出沼、檜木 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

高齢化が進んでおり後継者がいない。現在専業農家が出沼地区で5件、檜木地区で2件で年々減少している。地域の主な作物は、水稻及び大和芋、さつまいもであるが、水稻農家は1件だけである。集積・集約化は進んでいるが、条件が悪い圃場については借り手が見つからない状況である。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻及び大和芋、さつまいもを主要作物とし、今後デントコーンやソルゴなどの飼料作物の作付拡大を進める。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	102.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	100.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地において今後も農業上の利用が行われる農地を区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地の集積・集約化を進め、団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りについては、農地中間管理機構を活用して進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
無し(すでに田・畑ともにほぼ北総東部土地改良区の受益地であるため)
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、町及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
無し

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による鳥獣被害対策として、侵入防止柵(電気柵)の設置や林縁部等の草刈りを行い、目撃情報や被害報告があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。